

鋼船規則

規
則

S 編

危険化学品ばら積船

2019 年 第 2 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 規則 第 85 号

2019 年 7 月 22 日／11 月 29 日 技術委員会 審議

2019 年 11 月 6 日／12 月 24 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

11 章 防火及び消火

11.1 一般（IBC コード 11.1 関連）

11.1.1 適用*

-1.を次のように改める。

-1. 本編の適用を受ける貨物を運輸するすべての船舶は、総トン数にかかわらず、（総トン数 500 トン未満の船舶を含む。）R 編及び D 編 14 章のタンカーに対する規定を適用する。ただし、次の(1)から(610)によらなければならない。

- ~~(21) 前(1)にかかわらず、R 編 1.1.1（ただし、1.1.1-2.を除く。）、10.8、10.9 及び 21 章並びに D 編 14.4 は適用しない。~~
- ~~(32) 前(1)にかかわらず、R 編 4.5.1-2.に定める主貨物制御場所の位置に関する要件は、適用する必要はない。~~
- ~~(e3) R 編 10.2、10.4 及び 10.5（ただし、10.5.5 は除く。）の規定の適用については、総トン数 2,000 トン未満の船舶であっても、総トン数 2,000 トン以上のタンカーとみなして適用する。~~
- ~~(44) R 編 10.5.5 に規定される要件については、総トン数 2,000 トン以上の船舶に適用する。~~
- ~~(45) 前(1)にかかわらず、R 編 10.8 にかえて 11.3 を適用する。~~
- ~~(56) 前(1)にかかわらず、R 編 10.9 にかえて 11.2 を適用する。~~
- ~~(1) タンカーとみなして R 編及び D 編 14 章に規定されるタンカーに対する要件を適用する。この場合、次の(a)から(d)に規定される要件を除き、総トン数 500 トン未満の船舶であっても、総トン数 500 トンのタンカーとみなす。~~
- ~~(7) R 編 4.5.10 に規定される要件については、総トン数 500 トン以上の船舶に適用する。この場合、“炭化水素ガス”を“引火性ガス”に読み替える。~~
- ~~(8) R 編 13.3.3 及び 13.4.7 に規定される要件については、総トン数 500 トン以上の船舶に適用する。~~
- ~~(69) 前(1)にかかわらず、次の(a)及び(b)によることができる R 編 21.2.1-24. 及び 21.2.3-22. は総トン数 500 トン未満の船舶及び船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”を付記して登録される船舶にそれぞれ適用する。~~
 - (a) 総トン数 500 トン未満の船舶にあつては、R 編 21.2.1-24.の規定を適用することができる。
 - (b) 国際航海に従事しない船舶にあつては、次の i)から iii)によることができる。

i) R 編 21.2.2-10.の規定を適用することができる。

ii) 船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”を付記して登録される船舶にあっては、R 編 21.2.3-18.及び R 編 21.2.3-22.の規定を適用することができる。

iii) 船級符号に“Restricted Greater Coasting Service”を付記して登録される船舶にあっては、R 編 21.2.3-18.の規定を適用することができる。

(10) R 編 13.4.2 の適用上、総トン数 500 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶にあっては、単一の階段室（階段と通路が一体となった区画を含む）のみを経由する脱出経路は、R 編 13.4.2 にいう「開放甲板へ直接通じる経路」とみなして差し支えない。ただし、当該経路は以下のいずれか厳しい方と同等の保全防熱性を有すること。なお、当該経路には他の区域への出入り口を設けて差し支えない。

(a) 当該操舵機室

(b) 階段室又は通路

-2. 前-1.にかかわらず、本会が適当と認めた場合には、R 編の要件に対する代替の補完措置をとることができる。

附 則

1. この規則は、2020 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

鋼船規則検査要領

S 編

危険化学品ばら積船

要
領

2019 年 第 2 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 達 第 53 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

改正その 1

S2 船舶の残存能力及び貨物タンクの位置

S2.7 浸水の仮定

S2.7.8 船楼の浮力

-2.を次のように改める。

-1. 規則 S 編 2.7.8 において、機関区域が 1 区画浸水として扱われる船側損傷の場合、船尾楼に対しては機関室以外の区画の損傷範囲が適用されるため、例えば、図 S2.7.8-1.に示すように水密隔壁が船尾楼内に配置されない限り、機関室周囲の船尾楼内区画で水密隔壁に囲まれた区画を予備浮力として取り扱うことはできない。ただし、規則 S 編 2.8.2 の規定により、小型船に対する特別規定の取扱いで、主管庁が特別の緩和措置として認める場合はこの限りでない。

また、機関室隔壁がナックルしている場合、図 S2.7.8-2.に示すように機関室を垂直輪切りし、その最前端及び最後端直上の範囲を船楼区画損傷範囲とする。

-2. 規則 S 編 2.7.8(2)において、水密滑り戸は本編に他に規定のない限り、規則 C 編 13 章 13.3 の要件を満足するものとし、その遠隔操作は、安全にかつ迅速に近づける場所から行えること。また、残存復原性の規定最小範囲内に水没する風雨密の開口は、平衡状態において確実に閉鎖できること。

S2.9 残存要件

S2.9.2 を次のように改める。

S2.9.2 浸水のすべての段階における残存基準

-1. 規則 S 編 2.9.2(1)にいう水密滑り戸は、本編に他に規定のない限り、規則 C 編 13 章 13.3 の要件を満足するものをいう。

-2. 規則 S 編 2.9.2(3)にいう「本会の定めるところ」は、次による。

通常の場合、最終状態が厳しいと考えられるが、場合によっては損傷区画の海水との入替わりの中間段階でより厳しい状態が起こる可能性があるため、本会が特に要求する場合は、中間段階における復原性の検討を行うこと。

附 則（改正その1）

1. この達は、2020 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
 2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に建造契約*が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2020 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2024 年 1 月 1 日以降の引き渡しが行われる船舶
- * 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

S11 防火及び消火

S11.1 一般

S11.1.1 適用

-1.を削り，-2.及び-3.を-1.及び-2.に改める。

~~1. 規則 S 編 11.1.1-1.(2)にかかわらず，国際航海に従事しない船舶等にあつては，規則 R 編 21.2.2-10.及び 21.2.3-18.を適用して差し支えない。~~

~~21.~~ 規則 S 編 11.1.1-2.に規定する「代替の補完措置」を講じる場合であっても，海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1 編 2 章 2.1.1(6)に定義する油タンカーにあつては，規則 R 編 4.5.1-8.を適用する。

~~22.~~ 規則 S 編 11.1.2 により，規則 R 編のタンカーに対する規定（ただし，10.2.1-4.(4)及び 10.10.2-2.は除く。）及び規則 D 編 14 章の適用を免除される貨物のみを運送する船舶以外は，貨物の引火点にかかわらず，規則 R 編のタンカーに対する規定（4.5.1-2.を除く。）及び規則 D 編 14 章に適合すること。

附 則（改正その2）

1. この達は，2020 年 1 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この達による規定にかかわらず，なお従前の例による。